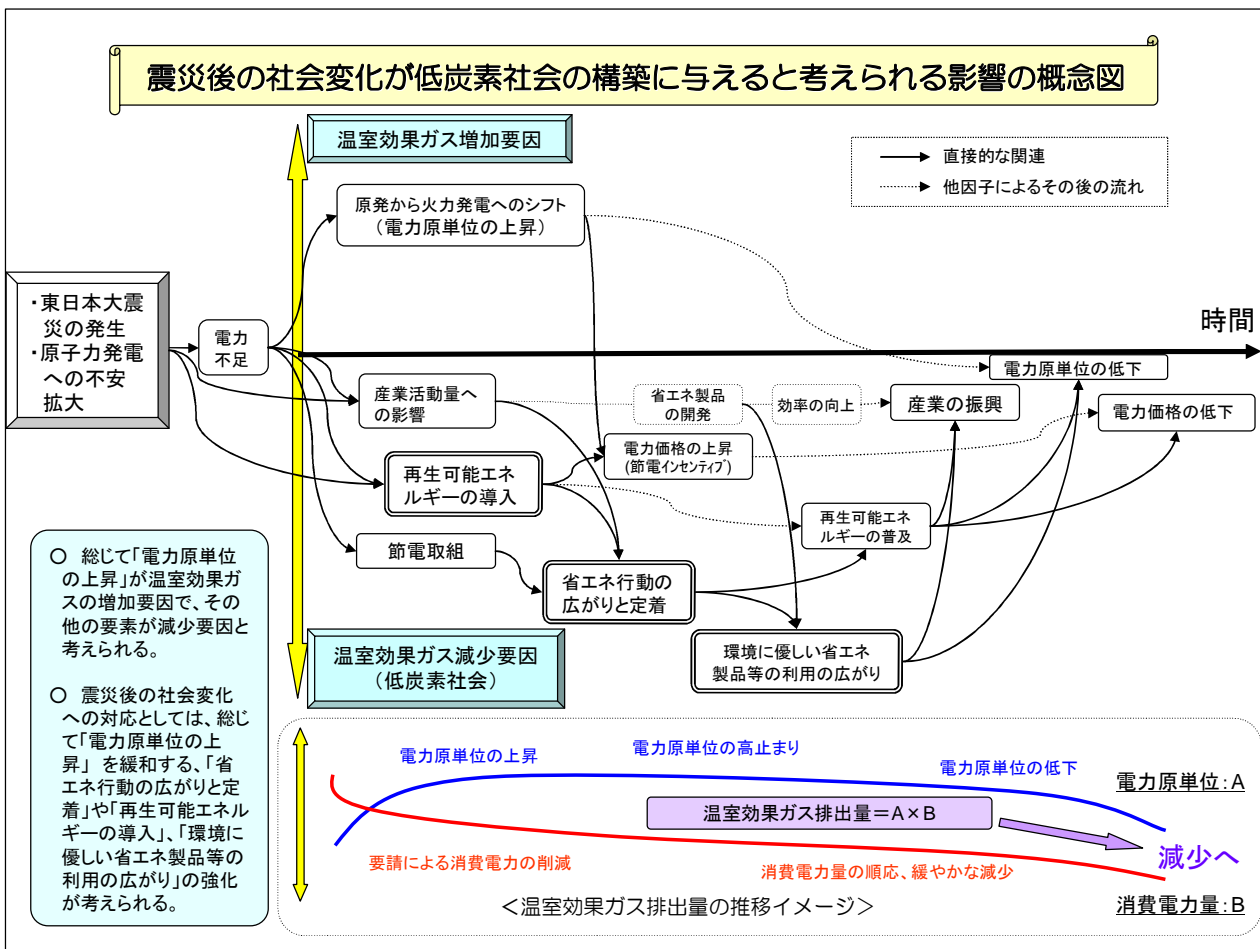


検討における論点と今後の進め方について

1. 課題の整理

(1) 事業活動と低炭素社会づくりの現状認識

○ 現在、「(仮称) 滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の策定に向けた検討を行っている滋賀県環境審議会温暖化対策部会では、東日本大震災以降の社会変化への対応として、低炭素社会づくりを進めるために、「省エネ行動の広がり」と定着」に加えて、「再生可能エネルギーの導入」や「環境に優しい省エネ製品等の利用の広がり」の強化を挙げており、節電や省エネ行動などの直接的な取組だけでなく、省エネ製品の普及などそれらの取組を支える活動も総動員することが必要としている。(下図 参照)



(平成 23 年 8 月 5 日：滋賀県環境審議会温暖化対策部会資料より)

- このことは、事業活動においては、自社におけるエネルギー利用の効率化による温室効果ガス排出対策だけでなく、太陽光発電や省エネ家電等の製造、普及を通じた社会全体での温室効果ガス排出対策が求められていることと考えられる。
- これらの事業活動における低炭素社会づくりへの貢献は、前者が定量的に把握される一方で、後者については、定量的に把握する手法の開発に関連する取組が国内外で始まっているものの、確立された手法は存在していない。(資料 3 参照)

- このため、CSR 報告書や環境報告書などにおいて、製品等を通じた貢献量を定量的に記載している例は、県条例に基づく事業者行動計画書制度の対象と想定している約 300 事業場のうち、1 割程度にとどまっている。(参考情報 1 参照)

【参考情報 1：CSR 等に見られる貢献評価に関連する取組状況】

県条例の事業者行動計画書制度の対象と想定している事業所が、CSR 報告書等において製品等を通じた貢献評価に関連する取組を記載している状況は、以下のとおりである。

- ・ 297 事業所のうち、68 事業所（約 23%）が製品による環境保全への貢献に関して記載をしていた。
- ・ しかし、製品の省エネ効果によって、使用段階で発揮される貢献量を定量的に記載していたのは、32 事業所（約 11%）にとどまっている。

表 CSR 報告書等における製品を通じた貢献量の記載状況

大分類	中分類	事業所数	GHG排出量		製品を通じた低炭素社会への貢献に関する説明(事業所)	
			千t-CO2	割合(%)	製品が環境保全に貢献する説明有り	製品を通じた省エネ効果の定量的な記載あり
製造業	食料品製造業	10	87.8	0.7	1	0
	飲料・たばこ・飼料製造業	2	45.0	0.3	0	0
	繊維工業	21	357.9	2.7	4	3
	家具・装備品製造業	3	15.7	0.1	0	0
	パルプ・紙・紙加工品製造業	10	128.3	1.0	4	2
	印刷・同関連業	5	63.1	0.5	0	0
	化学工業	21	205.6	1.6	2	2
	石油製品・石炭製品製造業	1	4.4	0.0	0	0
	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	43	536.4	4.1	8	2
	ゴム製品製造業	3	8.2	0.1	1	1
	窯業・土石製品製造業	19	1317.9	10.1	4	0
	鉄鋼業	7	129.8	1.0	0	0
	非鉄金属製造業	12	174.3	1.3	1	0
	金属製品製造業	10	106.7	0.8	1	0
	はん用機械器具製造業	21	195.5	1.5	11	1
	生産用機械器具製造業	9	68.3	0.5	5	4
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	25	615.3	4.7	7	4
	電気機械器具製造業	13	191.3	1.5	10	11
	情報通信機械器具製造業	1	24.4	0.2	0	0
	輸送用機械器具製造業	14	436.0	3.3	2	1
その他の製造業	3	20.0	0.2	1	1	
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	1	0.5	0.0	1	0
情報通信業	通信業	1	3.4	0.0	0	0
卸売業、小売業	各種商品小売業	14	54.9	0.4	4	0
金融業、保険業	銀行業	1	3.5	0.0	1	0
不動産業、物品賃貸業	不動産取引業	1	3.3	0.0	0	0
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関	1	23.4	0.2	0	0
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	6	28.9	0.2	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	1	5.2	0.0	0	0
	娯楽業	1	5.3	0.0	0	0
教育、学習支援業	学校教育	3	32.1	0.2	0	0
医療、福祉	医療業	3	15.4	0.1	0	0
サービス業(他に分類されないもの)	廃棄物処理業	2	68.6	0.5	0	0
分類記載なし	分類記載なし	9			0	0
	合計	297	4976.2	38.1	68	32

(2) 検討すべき課題

- 製品等を通じた貢献量について、これまで定量的に把握していない事業者が参考となる評価手法の提示が必要である。
- 評価手法の提示に当たっては、本手法の活用が、県条例に基づく事業者行動計画書制度となることから、製品等を通じた貢献量を評価することに対する考え方を整理するとともに、事業所単位での算定を可能にする必要がある。

- また、本手法の活用により、省エネ製品等の製造等を活性化させたいねらいがあることから、本手法の活用が可能な限り簡便で、実現性の高いものである必要がある。
- さらに、これまで貢献量評価を実施していない事業者が活用する想定から、必要となる情報について整理・抽出を行い、可能な限り取組を始めやすい環境を整える必要がある。

2. 検討会での論点

上記の課題の整理および資料3に示す関連する取組動向を踏まえて、貢献量評価手法の検討において想定される論点は以下のとおり整理できると考えているが、論点の見落としや、論点毎の検討の進め方をいかにすべきか、ご意見を頂戴したいと考えている。

① 対象とする“貢献”について

製品を通じた貢献とは、省エネ製品等の製造により社会全体での温室効果ガスを排出量削減に積極的に関与する取組と考えるが、貢献したとみなす上での要件は、どのように示すべきか。

② 算定対象とする貢献の発生場所（製品の使用場所）について

“県内の生産等”が県内事業者の努力であることから、生産された製品が県外で使用されて温室効果ガス排出を削減する場合も、全て算定対象とすべきと考えるが、その場合に“努力の評価”として解決すべき課題はないか。課題がある場合は、どのように解決すべきか。

③ 算定対象活動の範囲の整理について

今回の検討が、「省エネ製品等の普及を通じて低炭素社会づくりに貢献したことを、事業者の努力として積極的に評価する」ことを目指すことから、ライフサイクルの視点から最も影響が大きいと考えられる「製品の使用段階」とすると、解決すべき課題はないか。課題がある場合は、どのように解決すべきか。

④ 事業所毎の貢献量評価について

本手法の活用が、県条例に基づく事業者行動計画書制度となることから、事業所毎の貢献量を評価する必要があるが、そのための算定方法は、どのようなものになるか。また、その際にアロケーション（分配）をどのように取り扱うべきか。

⑤ 貢献を算定するためのベースライン（対策前）について

貢献を評価する上で比較対象となるベースラインのシナリオは、具体的には、考え方の違いにより複数のパターンが想定されるが、本検討の中ではどのように整理すべきか。

(例：テレビの省エネ性能について、買換前のテレビ（実態）をベースとするシナリオと買い替えたテレビと同等の旧型製品をベースとするシナリオがあるなど。)

また、実態に整合させて対策前後を論じるには、製品が普及した場所毎にベースラインを見積もる必要があるが、一方で、事務負担を過大にしないために、どのように整理すべきか。

⑥ 貢献評価の算定の精度について

貢献評価をした結果は、公開された後に社会的に認められることが必要であるため、理想的には情報の精度が高いことが望まれるが、一方で、事務負担が過大にしないために、どのように整理すべきか。

⑦ 時間軸の設定について

製品等は、一般的に複数年にわたり“貢献”が発揮されるものだが、貢献量の評価としては、実態に合わせて複数年に分けて計上する方法と、生産した年に一括して計上する方法が考えられるが、どのように整理すべきか。

⑧ 電力原単位等の排出係数の取り扱いについて

年ごとに変動する電力原単位や排出係数は、どのように取り扱うべきか。

⑨ 関係する算定手法との関係について

国や国際機関において製造した製品の使用に伴う温室効果排出量の算定等、関連する手法検討が、同時進行で検討されているが、これらとの関係はどのように整理すべきか。

⑩ 算定に使用する基データの収集について

貢献評価をするために必要となる情報の収集について、どのような情報が必要となるか。

また、それらの情報について、収集における留意点や具体的な収集方法はどのように提示できるか。

(例：既存データが活用できる情報。既定値として整理すると便利な情報。自社内で収集する情報。など。)

3. 日程（予定）

平成23年度

第1回検討会（本日）

時期：平成23年9月29日（木）9：30～11：30

- 議題： ○ 検討会の進め方
○ 国内外の関連する取組動向
○ 検討における論点と今後の予定

第2回検討会

時期：平成23年11月頃

- 議題： ○ 論点整理（第1回の議論整理）
○ 条例対象事業者の算定の考え方
○ 先進事業者の算定の考え方
○ 算定方法の大枠整理

第3回検討会

時期：平成24年1月頃

- 議題： ○ 中間とりまとめ（たたき案）
○ 算定に必要な情報の整理
○ 試行に当たっての課題抽出

第4回検討会

時期：平成24年3月頃

- 議題： ○ 中間とりまとめ

※各回2時間程度を想定

※検討状況により、委員個別にヒアリングを行う可能性有り。

平成24年度

（県による「中間とりまとめ」を用いた試行調査の実施）

検討会を4回程度開催。

- 試行調査の結果を踏まえた「中間とりまとめ」の改善について議論



「検討会とりまとめ」の作成

【参考情報 2：検討の作業フロー】

本検討会での検討フローは、以下の流れを考えている。

「検討会とりまとめ」後は、これをふまえて「貢献量評価手法（手引き）」を県において作成する。

平成 25 年度以降は、貢献量評価が未実施の事業者による「貢献量評価手法（手引き）」の活用を推進し、貢献量を評価する事業者の拡大を図ります。

